

## 惠林寺をめぐる三題

山 家 浩 樹

惠林寺は山梨県甲州市に所在し、夢窓疎石が開いた寺として知られる。夢窓は甲斐の出身で、全国各地に勉強に赴き、あるいは隠棲して、甲斐にも浄居寺、龍山庵を設けた。惠林寺は、甲斐で最後に開いた、おそらくは最大の寺院で、夢窓死後、弟子たちにより、甲斐での夢窓派の中心寺院と位置付けられる。しかし、京都の幕府と鎌倉の鎌倉府との対立が深まるなか、「国境」の甲斐に位置した惠林寺は、夢窓派の中心寺院とはならない。次第に衰退するものの、戦国大名武田氏のもと妙心寺派の寺院として復興し、しかも甲斐における妙心寺派の中心寺院と位置付けられる。

筆者は、先ごろ、『山梨県史』通史編 一 中世で、禅宗関係の部分を執筆する機会を与えられ、編纂室や委員の方々にご助言をいただきつつ、責を塞ぐことができた（二〇〇七年三月）。通史編としてはかなり細かな叙述を許されたいけれども、それでも十分に論証せずに概要だけ述べたり、結論を得られないまま執筆を見送ったりしている。本稿では、それら通史編の叙述に漏れた事柄から、惠林寺を中心に三つの話題を選び、少しく述べてみようと思う。取り上げる三つの話題は本稿オリジナルの内容である。しかし行論上、通史編で述べた内容を繰り返す箇所も少なくない。その場合は、通史編の該当頁を本文中に注記する。

## 第一章 諸師疏語集にみえる作者不明の疏集

「諸師疏語集」は、東京大学史料編纂所架蔵の謄写本で、建仁寺両足院の蔵本を昭和十五年に書写している。書名はおそらく史料編纂所で付与したもので、その名のとおり、七名の僧侶の疏類を集めて一書としている。七名のうち六名は、伯英徳備・大本良中・雲溪支山・夢巖祖応・無隠法爾・在先希讓と明示されている。しかし、最初の一名は名を欠き、冒頭に「此疏原本不記作者名、蓋夢窓之徒也」という付箋がある。

この作者不明の疏集は、禅僧が入寺する際に諸僧から贈られる疏を数多く載せ、最後に、三編の化縁疏を収録する。最初の一編は惠林寺に関するもの、他の二編も甲斐に関わる。夢窓派の時代の惠林寺、およびその頃の甲斐の禅宗寺院を検討するうえで、数少ない貴重な手掛かりとなる。通史編ではおのおの関連箇所を略述したけれども、『山梨県史』資料編六下(中世三下 県外記録)には収録していない。本章では、まず化縁疏三編を改めて紹介し、その意義を明らかにしたのち、作者は誰なのか、について推論を試みたい。

## ① 乾徳山慧林禅寺化浴室修造疏

一日浴主瑞上人、叩室嘆曰、本寺浴室、所刳十数年、而柱根腐敗、棟宇傾斜、撤旧鼎新、其費浩繁、自非檀施力、何以経始之、募縁可也、余曰、近日自相之黄梅疏到、山中苾芻室重化之耶、瑞上人曰、夫所出者少、所成者大也、請製短疏、諭同志者、余不得已、輒成一偈云、所冀与諸檀越共悟水因耳、  
普請大家支法梁、当機最眞好商量、直饒無垢無塵者、妙触宣明也不妨、

惠林寺の浴室修造のため、費用を募る疏である。浴主である瑞上人は、作者のもとに赴き、惠林寺の浴室が創建か

ら十数年たち、朽損しているので、広く募って費用を集めたいという。作者は、疑問を呈しながらも瑞上人の望みに従って一偈を製した(七一四頁)。作者は、近頃、円覚寺黄梅院から疏が来ており、出費が重なるのはどうかと疑問を投げかけている。

至徳四年(一三八七)五月、義堂周信は黄梅院華嚴塔を再建するために化縁疏を製し、夢窓派の諸僧諸寺が応じている。円覚寺は、応安七年(一三七四)に焼失し、義堂を中心に復興する。黄梅院では、康暦元年(一三七九)六月、「正寝」が建てられ、翌年春には「大殿」が完成した。永徳二年(一三八二)には、華嚴塔を翌年秋まで完成すべく、鎌倉中に酒壺役が課される。しかし実現をみず、先の化縁疏による費用徴収にいたったのだろう。恵林寺浴室の化縁疏にみえる「黄梅疏」が、至徳四年のそれを指すかどうか、確定はできない。しかし少なくとも、応安七年の火災から復興する一連の流れに位置づけられることは疑いない。<sup>(1)</sup>

恵林寺浴室の化縁疏は、南北朝後期の恵林寺の様子を伝えて興味深い。

② 広瀬観音堂化疏

龍山菴、乃先翁正覚国師、往日韜光藏密之遺蹤也、菴今則廢、惟所移之観音堂独存、而不□□久矣、於是欲補弊復旧、而一力以不易成就、欽持小疏、遍告同門耆宿泊善男信女、伏望□□□縁、厥福不可称量者、粵以

国師行道基

観音化縁地 □墮山鬼謬敬謀

廢也有時 興何愆数

与其麗□万間構 孰若先人一把茅

往々小声聞 願観維摩詰神力

処々大檀越 早発須達多施心

温故知新 利彼濟此 謹疏

(□は謄写本の表記のまま、「国師行道基」の下は空白だが、七字欠か)

龍山庵は、夢窓が甲斐に隠棲しようとして設けた庵である。夢窓は、嘉元三年(一三〇五)、高峰顕日の印可を受け、甲斐に浄居寺を設けて、それを拠点に高峰に参じていた。しかし、高峰に遠慮してらしい、高峰と距離を保つため、応長元年(一三一)春、人里離れた龍山庵に移る。だが諸僧が夢窓のもとに参じて閑居は叶わず、翌年冬、夢窓は雪中に下山、その翌年には庵を壊して浄居寺の僧寮とし、自らは浄居寺にしばらく滞在の後、各地へと転ずることになる。

これらの情報は年譜などから判明する。加えて、夢窓の和歌集である「正覚国師御詠」の詞書にみえる庵は龍山庵のこととされている。

甲州ふえふき河の水上河浦といふ山中に、里をはなれて三十里はかりいりて、水石興ある幽谷あり、こゝに庵を結てすみ給ひける比、

川浦は笛吹川上流の広域地名という。「甲斐国志」は、川浦のなかでは下流の下柚木村、栖雲寺の後ろの山に龍山庵の址と言ひ伝えるところがあると記している。川浦は、惠林寺の山号である乾徳山の東麓にあたる。

広瀬観音堂の化縁疏によると、龍山庵は廃絶し、「所移」の観音堂のみ存するものの、疲弊大きく、広く資金を募って修復したい、という状況となっている。笛吹川上流には、広瀬ダムに沈んだ広瀬集落があったけれども、広瀬という地名がどこまで溯れるのか、定かではない。また、「移」を移すと読むならば、本来の龍山庵の場所から観音堂のみ広瀬に移築したとも読みうる。この疏は龍山庵の史料としてはやや核心をはずれている。しかし、龍山庵から観音を祀る堂舎のみ残存していること、夢窓からある程度時間を経た段階でも、その観音堂を復興しようとする動きが

あること、これらの事実は、夢窓の教えの伝承を考えるうえで大切な素材となるであろう（以上一四四頁）。

③ 金剛山法泉寺鑄鐘化縁疏

本寺覺皇殿、権輿於永和丁巳、越兩年而成、或曰、仏屋既成、宜募衆縁範圍鉅鐘、以整叢社法儀、蓋不善哉、住持某甲、廼疏其意、徧扣宰官長者、善男信女、同衣知識、見聞隨喜、共成勝事、伏望使幽冥異類、聞声悟道、而国安民富、則法門利濟、歷劫不尽者、右宥以

円成法器 須是宗匠規模

鎔液純銅 豈非良冶炉鑪

久默斯要 以待其時

齊教令於幽明 警（以下欠）

甲斐には金剛福聚山法泉寺があり、この疏の法泉寺にあたると思われる。『扶桑五山記』などによると、法泉寺は、惠林寺・浄居寺と並んで諸山となっており、夢窓を開山として、弟子の月舟周助の門徒が継承したとみえる。『甲斐国志』巻八二では、元徳・元弘年間（一二三九～一三三三）に武田信武と月舟が合力して創建し、夢窓を開山としたとするが、月舟は南北朝後期に活躍するので、誤伝であろう。なお、月舟は、時期は不明だが惠林寺の住持となった可能性もある。

法泉寺鑄鐘の化縁疏によると、法泉寺の仏殿は永和三年（一三七七）に着工し、二年かけて完成、ついで梵鐘の制作にあたり、広く資金を募っている。この年次は、月舟の活動時期と齟齬しない。法泉寺の整備の様子をすることができる、貴重な史料である（以上七一～九頁）。

以上、「諸師疏語集」最初の疏集に掲載される三つの化縁疏をみてきた。いずれも甲斐の寺院、それも夢窓に関わる寺院を対象としており、時期も①や③から南北朝後期に限定される。次に最初の疏集の作者は誰なのか、推測を試みたい。

作者を推測するために、化縁疏以外の疏を分析していこう。最初の疏集には、化縁疏のほか、山門疏七編、諸山疏七編、江湖疏六編、道旧疏一編、同門疏一編、法眷疏三編、そして草疏として、道旧疏二編と江湖疏一編が収録される。計二十八編となる（表参照）。

各々で入寺する僧名をみると、南北朝後半から室町初期にかけて活躍する名前が散見する。幸い、南北朝後期には、義堂周信の日記『空華日用工夫略集』が残り、禅僧の入寺した年月日、あるいは住持在任の時期は、少なからず判明する。まず、『空華日用工夫略集』によって疏の年月日が確定、ないしは限定しうる事例を列挙しよう。<sup>(3)</sup>

○ 入寺の記事があり、疏の年月日を特定しうる事例

・ 太清宗渭 住南禅寺江湖疏 永徳二年（一三八二）十二月九日

・ 空谷明応 住相国寺同門疏 至徳三年（一三八六）十月二十六日

・ 韶陽長遠 住宝幢寺道旧疏 嘉慶元年（一三八七）八月十日

○ 在任の記事があり、疏の年次をおおよそ推定しうる事例

・ 不遷法序 住建仁寺法眷疏 永徳二年八月三日在任

・ 相山良永 住建仁寺江湖疏 至徳二年正月二十二日在任

・ 大方源用 住東福寺道旧疏 永徳三年七月二十八日在任

つぎに他の史料で入寺の時期、すなわち疏の年次をおおよそ推定しうる事例を掲げる。

・ 汝霖妙佐 住宝幢寺江湖疏 至徳三年二月（智覚普明国師行業実録）

## 「諸師疏語集」最初の疏集にみえる入寺疏

種類	入寺僧 (史料表記)	国名	寺名	法諱	派(注)	汝霖佐 禪師疏	雲溪山 禪師疏	懶室 漫稿	峨眉鴉 臭集
山門	振岩 天序 即宗遇 徳叟 寰中枢 万宗淵 中心樹	山城 丹波 信濃 周防 甲斐 越中	安国 長安 安国 天龍再 乘福 惠林 黄梅	芝玉か 中(昌)遇 周佐 崇枢か 中因 心翁中樹	聖一派 夢窓疎石 夢窓疎石 規庵下 春屋妙葩 方外宏遠	江湖 諸山 法眷 友社		諸山	
諸山	則川 崑山玉 大朴淳 承先 大正幹 英中俊 明之顕	撰津 丹波 相模 尾張 美濃 加賀	普門 広嚴 光福 円覚 妙興 天福 万福	即川玄三 道欽 周幹	高峰下 高峰下 春屋妙葩	山門 法眷			
江湖	太清 玉林 相山 大椿寿 汝霖 直山朴	豊後 出雲	南禅 万寿 建仁 成安 宝幢 長安	宗渭 昌旒 良永 妙佐	一山派 春屋妙葩 一山派 春屋妙葩	諸山 道旧	同門 同門		
道旧	玉岡		建仁	如金	宏智派		江湖法眷		
同門	空谷		相国	明応	夢窓疎石		江湖	諸山	
法眷	不遷 徳叟(重出) 元章		南禅 天龍 天龍	法序 周郁	夢窓疎石 夢窓疎石	江湖 江湖	山門		
草道旧	大方		東福	源用	聖一派		江湖		
草道旧	韶陽		宝幢	長遠	聖一派				山門
草江湖	明室燈(澄)		崇聖	崇燈か	聖一派				

(注)夢窓派は師匠の名、夢窓派をのぞく仏光派は〇〇下、あとは門派の名を記す。

・玉岡如金 住建仁寺道旧疏 至徳三年（建仁寺住持位次簿）など

このほか、禅僧の伝記の前後関係から在任時期を推測し、疏の年次をおおよそ推測しうる事例もある。玉村竹二氏『五山禅僧伝集成』の成果によると、

・玉林昌疏 住豊後万寿寺江湖疏 永徳初年頃

・徳叟周佐 再住天龍寺山門疏 天龍寺が五山第一位となる至徳三年八月に在任している（『扶桑五山記』ほか）。

玉村氏によると、再住の時期に当たるといふ。

・元章周郁 住天龍寺法眷疏 至徳三年頃

二十八編のうち、十一編についておおよその年次が判明する。もつとも早いもので永徳元年、確実なところでも永徳二年、もつとも遅いもので嘉慶元年、よつて永徳・至徳年間、さらに嘉慶年間にわたる八年間ほどに収まる。先に検討した化縁疏三編の年次とも齟齬しない。

「諸師疏語集」最初の疏集には、ふたつの特徴を指摘しうる。ひとつは甲斐との関わり、もうひとつは、年次が永徳・至徳・嘉慶年間あたりに集約されること。このふたつの特徴から、疏の作者として想起されるのは、絶海中津である。

絶海は、康暦二年（一三八〇）十月八日、惠林寺に入寺した。絶海にとってはじめての住持である。補任の様子は『空華日用工夫略集』に詳しい。翌々永徳二年十一月には惠林寺を退き、塔頭普同庵にいて、將軍義満の命で上京を促されるけれども、翌永徳三年夏にはいまだ甲斐の勝善寺にいる。勝善寺は堂舎が整備されていない状態であった（七一七頁）。九月には上京し、義満と面会、ついで鹿苑院の初代住持となる。鹿苑院は、安聖寺の改名で、安聖寺は、義満が思慕した日野宣子の死後仏事を行なう寺、鹿苑院は相国寺創建ののちその塔頭となり義満の院号ともなる。安聖寺、ついで鹿苑院は、義満にとつて大切な寺院であり、義満は絶海を重んじていた様子が伺われる。しかし、翌々



至徳二年（二月以降）、義満に直言してその意に忤い、しばらく京都を離れる。摂津銭原・有馬をへて、中央政界を離れていた細川頼之の招請で讃岐へわたり、阿波に拠点を置いた。至徳三年二月、義満は絶海の召還を指示し、絶海は翌月に帰洛、等持寺の住持となる。<sup>(4)</sup>

絶海は甲斐を離れたのちも甲斐との関わりを失っていない。絶海の住持した勝善寺に伝わる本尊釈迦如来坐像には、文字数のとても多い胎内銘がある。嘉慶元年（一三八七）、幹縁比丘周亮が疏を持って諸人を普化し、瑞雲庵で作像したとある。別の箇所には、嘉慶元年八月十九日と記し、住持は比丘中津と明記して京都等持寺に現住と注記し、看院比丘梵一と記す。甲斐不在でもあくまで住持は絶海であり、留守を置くかたちをとっている。出資者のなかには沙弥法光、すなわち甲斐武田氏の信成の名もみえる。絶海の名のもと、さまざまな階層の人々が幹縁に応じたのであろう（七一八頁）。

また、嘉慶二年四月、春屋妙葩は絶海に、京都嵯峨の清浄光院の敷地を寄進している。春屋はさきに、武田奥州道光から、亡父雪溪以来の証文を添えて寄附されており、改めて絶海に託したのである。雪溪は、信成父武田信武、道光は大井信明とみなされる。絶海と武田信武一流、すなわち甲斐守護家との間には親密な関係が成立しており、その関係を前提として、春屋は京都での信武の菩提所を絶海に託したと考えられる（七一九頁）。

絶海の詩文集「蕉堅藁」に、化縁疏は二編収められる。「甲州翠石観自在堂化縁疏」および「甲州浄居寺重建大法庵化縁疏」と、いずれも甲斐の寺院堂舎に関する疏である。浄居寺は、夢窓の創建した寺だが、南北朝後期には一山派の寺院となっており、大法庵は一山の塔頭である。永徳元年（一三八一）冬に焼失しており、間もなくの疏であらう<sup>(5)</sup>（一四六頁）。

このように、絶海と甲斐との関わりは深い。とりわけ甲斐に滞在した永徳年間から、嘉慶年間までに濃厚である。またこの期間は、絶海の生涯にとってもひとつの区切りとなっている。初めての住持（諸山）として京都から甲斐に

下向、一時京都に戻るものの再び離れて四国に滞在、召還されて十刹住持となる。禅僧として出世してから、京都に安定するまでの時期となる。

「諸師疏語集」最初の疏集は、甲斐と関わる、永徳・至徳・嘉慶年間あたりに集約される、という特徴を有する。作者は絶海である可能性は高いと思う。絶海は疏の文体である四六文を日本に伝えた僧として古くから名高い。笑隠大訥の疏法（蒲室疏）を明で学び、帰国後に弟子たちに伝授したことは、たとえば景徐周麟の「四六後序」（翰林葫蘆集）などに言及されている。蒲室疏の紹介者として、中巖円月とならば称されることはあるが（月溪聖澄座元蒲室疏奥書「鏤水集」など）、絶海の名を欠くことはないだろう。絶海とともに入明・帰国した汝霖妙佐もまた、四六文を導入したひとりであるが、玉村氏によると、おもに絶海から学んだという（『五山禅僧伝記集成』）。汝霖の疏集「汝霖佐禅師疏」には、「諸師疏語集」最初の疏集と同じ入寺のときの別種の疏が十編みえ、「諸師疏語集」最初の疏集の三分の一に及ぶ（表参照）。絶海作であることの傍証となりえようか。西尾賢隆氏は、蒲室集の疏と絶海の疏を分析し、伝承の具体相を明らかにしている。作者不明の「諸師疏語集」最初の疏集を分析すれば、絶海の作かどうか確認しうるの<sup>6</sup>だろうが、残念ながら筆者にその力量はない。ひとつの可能性として絶海作という説を提示するにとどめたい。

## 第二章 菊隠録にみえる惠林寺宛書状

「菊隠録」は、曹洞宗の僧で、甲斐永昌院二世となった菊隠瑞潭の法語集である。<sup>7</sup> 葬祭にあたっての拈香法語と、僧俗に道号を与える際の偈頌とその序が多くを占め、曹洞宗が広い階層を対象に、死後仏事を梃子として広まっている状況を反映している。年紀は、およそ明応九年（一五〇〇）から死亡する大永四年（一五二四）までとなる（七五八頁）。なかに「文章之分」という類別があり、七編をのせる。内容はさまざまで、詩文二点に法語・願書、また書状

では、差出がなく菊隱書状の控と思われるもの二点のほか、八月三日付、惠林堂頭和尚宛 真寿書状を載せる。ひとつがきごとに改行し、おのおの記号を付与して全文を引用する。

来書謹誦、実如対談、

a 一、法齡弥堅、吾門喜色也、予雖後遲恐先著鞭於涅槃門、呵々、

b 一、暮春晦日入此山、補住持席、五岳咲具也、道学共欠、僧臘猶早、法滅因縁、是為是矣、

c 一、貴寺殿宇輪奐尽美、和尚道德所感、乾徳為徳、和尚道德之徳、也国師所識不虛矣、養牛之劬勞可謝、

d 一、当寺仏殿、纒立柱者四本、年中可終大光八本之功者乎、大工棟梁、以靜論造功遲怠、併衆僧不徳之故也、雖

然京兆府君、傾誠於吾門者、日新々々、

e 一、貴寺新命佳招有年矣、雖然今無応其命者、其修理不一、第一則速邦以生別為死別、第二則吾門下衰、得其才

尤難、第三則天下有猶吾之歎、檀門亦無信、某命若存、則期再会於来年夏後、続吾翁席、而無辱者、未見其人、

偶雖有龍蟠鳳逸之士、無志補先廬、吁哀哉、

f 一、悦公上京一奇事也、貴国風俗付之夜話、太守豪氣未除云々、壮懐如何、

g 一、木毬拝受、謹荷恩意、恐惶頓首、

八月初三

真寿判

瑞書

拝答 惠林堂頭和尚 侍衣閣下

差出者の「真寿」は、残念ながら特定しえていない。宛所にみえる惠林寺は、cに乾徳とみえることから、乾徳山

惠林寺、すなわち甲斐の惠林寺で疑いない。また、fで、上京した僧の語る内容を話題にしているので、差出者は京都にいたのであろう。□悦は、甲斐の様子を夜語りし、変わらず豪気な太守を話題にしている。「菊隠録」にみえる武田氏当主は信虎で、永正五年（一五〇八）頃に家督継承者としての地位を確立している。

この書状にみえる惠林寺の様子をおおよそまとめると、まずcから、堂舎が巨大で美を尽くしているとわかる。eではしかし、しばらく前から後任住持を求めているものの、就任しようとする僧がおらず、困難なその原因を挙げている。第一に京都から遠方にあること、第二に「吾門」が衰えて才能ある僧を得がたいこと、第三は判然としないが、京都の政治状況が不安定なことを言っているのであろうか。今年は無理なので来年の夏後までに後任が決まって、宛名の現住持が上洛することを期待し、一方で、現住持の後任に相応しい候補がなく、見所がある僧がいたとしても惠林寺住持になる気持ちがないと述べている。

差出者の様子をまとめると、bで、三月晦日におそらくは京都の某寺の住持になり、「五岳」の物笑いの種など謙遜している。dでその寺の仏殿は建設中だが、大工棟梁がもめていて捗っていない、しかし細川家当主は、「吾門」に傾倒していつている（だから心配はない）と述べる。この京兆は、「菊隠録」の収録年代から考えて細川高国である可能性が高い。

この書状は信虎時代の惠林寺の様子を伝える貴重な史料といえよう。では、差出者および宛名の惠林寺住持は、どのような門派の僧なのだろうか。惠林寺について伝える史料は、室町時代から信虎の時期まで、おおよそ十五世紀から十六世紀前半まで、ごく限られる。そのなかで、「紹喜録」に収録される次の史料は、夢窓派から妙心寺派への転化を伝え、欠かせない史料として知られている。<sup>(8)</sup>

龜山第一座慶岳誕公老人、乃七朝国師八世孫、而甲陽河内人也、幼歳受業於徐丘虎、々々受慶叔豊、々々受安溪穩、々々

受曇翁瞿、々受春岩寅、々受大虚容、々受夢窓正覚国師、蓋夫夢窓正覚国師者、乾徳山慧林禪寺開山祖、而靈龜山天龍資聖禪寺開山仏也、夫天龍之為寺也、後醍醐天皇曆応二年己卯、以勅命草創矣、五山最第一大伽藍也、入此門者、皆称登龍門、攀其鱗為門業者、不知幾千万億、吾惠林亦為天龍一派、先是国師五十六歳元徳二年庚午、与道蘊居士所開闢名藍而上皇勅願寺也、故嗣其法受其業碩学名徳、或拈鋤斧住山、或挾複子住院、皆天龍之所嚆也、因之規矩礼楽、不劣本寺矣、輪奐之美、莊嚴之具、至矣尽矣、數回禄尺雖焼失、又修造功成、再金碧耀目者、曇翁之力也、礼楽規矩、不寂寥者、此老之力乎、吁、年代深遠、而両班之杉雲閑、両袖之桜雪冷、前朝黄葉擁門、旧房青松偃路、慮夫本山遙隔、而主席数空之謂乎、於是源府君玄公大檀越、嘆其荒廢、改叢林軌範、作林下家風、請関山尊宿令住之、山川改觀、鳳栖也、月航也、天桂也、各住之領衆匡徒、山僧亦備其員、而住已十余年也、一日老、寄紙就山僧、求字之説曰、慶岳之二字、前住鳳栖和尚所賜也、然未有字之説、(中略、偈頌も略す)

時元龜四癸酉秋七月解制日 再住華園現住慧林快川叟書焉、

元龜四年(一五七三)、惠林寺住持の快川紹喜が、天龍寺首座の慶岳□誕に与えた字説である。慶岳は、夢窓八世の弟子である。惠林寺は、天龍寺のもと発展し、夢窓四世の弟子曇翁□瞿の努力で、焼失などから再建した。しかし、年を経て衰え、その原因は、天龍寺から遠く、住持が空席になったことにある。そこで、信玄は妙心寺派の僧を住持に招聘し、鳳栖玄梁、月航玄津、天桂玄長、ついで快川が住持となったと述べる。そして、慶岳の字は鳳栖が与えている。夢窓派と妙心寺派への移行は、対立する一方から他方への移行ではなく、穏やかなものだったのだろう(七四〇頁)。

快川の認識では、惠林寺の妙心寺派への転化は信玄の時代となる。確かに、五山派の住持の徴証は、信虎の時代まで、実際には住持しなかつたであろうがわずかにある。「鹿苑院公文帳」によると、永正十一年(一五二四)四月二十

八日、等受は惠林寺の公文を受けて住持となっている（七一五頁）。等受はのちに京都真如寺の住持にもなり、妙心寺派ではあるまい。また、『扶桑五山記』によると、天龍寺百九十世となる明南梵珠は、惠林寺に初住となっている。明南は夢窓派、天龍寺住持の時期は確定したが、惠林寺住持はおおよそ信虎の時期かと思われる。これに対し、妙心寺派の僧が惠林寺の住持となった事例は、確認される限り信玄の時代である<sup>(9)</sup>。

先の真寿書状に戻ると、bで入寺に際して「五岳」の評判を気にしており、「五岳」が五山を指すならば、差出者は五山派に属することになる。dでは、差出者は細川氏当主の庇護を受けつつある。妙心寺派は細川氏との関わりが深いので、差出者は妙心寺派という可能性も捨てきれないが、時の政治を動かした細川氏当主が、幕府にとって禅宗の中核である夢窓派など五山派を庇護したとしても不自然さはない。

差出者を夢窓派など五山派と想定した場合、「真寿」という署名から連想される僧として、天用真燾がいる。夢窓の弟子晦谷祖曇の流れを汲む夢窓六世の弟子で、師は大寧集康。長享年間頃、天龍寺喝食とみえ、足利義政と近い関係にあった（『藤涼軒日録』）。臨川寺住持を勤め（『扶桑五山記』）、天文五年（一五三六）には臨川寺三會院主とみえる。天文七年三月以前に天龍寺住持（百八十三世）となり、洛北等持院も兼帯したらしい（『鹿苑日録』）。のち南禅寺住持の公帖を受けている（『鹿苑院公文帳』など）。信虎時代に山城の諸山・十利などの住持となった可能性は充分に考えられる<sup>(10)</sup>。

「真寿」を天用にあてることが妥当かどうかは別として、真寿書状は、いまだ夢窓派の影響下にあった惠林寺の様子を伝えている可能性が高いと考えられる。ただ、この書状には残された問題もおおい。なにより、夢窓派僧の間の書状であるならば、なぜ曹洞宗に属す菊隱の語録に収録されたのだろうか。この点は残念ながら解決していない。ただ、惠林寺では曹洞宗との交流が確認され、背景として注目される。「菊隱録」をみると、菊隱は、「乾徳典蔵寿般禅人」、つまり乾徳山惠林寺の寿般に別号を与え、しかも寿般は「前磐脚慈隣和尚小師」、静岡県藤枝市にあった曹洞

宗寺院磐脚寺の住持の弟子であった(七五八頁)。他の問題として、署名横の「瑞書」も成案をえていない。

さて、「明叔慶俊等諸僧法語集」は、妙心寺派が美濃から展開する様子を伝える史料としてよく知られている。このなかに、先の天用真禿が惠林寺住持に宛てた七月十七日付書状が収録されているので、この章の最後に紹介しよう。天用は、まず宛名人の建長寺の公帖拝領を祝し、天龍寺の公帖は今回は難しかったことを伝え、次に、去る三月に惠林寺で夢窓疎石の二百年忌を執行したことを讃える。「吾 国師豊沛之地、猶未忘其旧業者乎」、「海藏老人、弁五家已降、五家七宗、猶如一家兄弟、是以、和尚入吾先人旧廬、補其闕、不亦宜乎」。これらの表現からは、すでに夢窓派僧ではなく他派の僧が、惠林寺住持の空位を補い、開山夢窓を尊んで二百回忌を営み、夢窓派の天用がその状況に一定の評価を与えている様子が伺える。夢窓派から妙心寺派への移行は穏やかであったと確認される。

夢窓は観応二年(一二三二)九月に歿するので、二百回忌は天文十九年(一五五〇)となる。相国寺では天文十九年九月二十五日に催行している(「鹿苑日録」同日条)。惠林寺住持として、天文十三・十四年には鳳栖玄梁、天文二十三年には天桂玄長が確認され、先の慶岳字説によりこの間に月航玄津がはいる。天用書状の宛名は月航か天桂であろうか。両名とも建長寺住持となったことは確認されていない。なお、『鹿苑院公文帳』によると、夢窓二百年忌にあたり、幕府は相国寺と天龍寺にそれぞれ二十人分の公帖(銭)を与えている。天龍寺分八名、相国寺分一名、不明一名が確認される。宛名の惠林寺住持の獲得した建長寺住持公帖、また獲得に失敗した天龍寺住持公帖も、天龍寺に与えられた公帖のうちである可能性が高い。

### 第三章 「甲陽軍鑑」にみえる禅僧・惠林寺

「甲陽軍鑑」を歴史研究にどのように用いるかについて、最近、黒田日出男氏は精力的に意見の提示を行なっている。

る。これまでの研究史は必要以上に「甲陽軍鑑」の史料としての価値を低く見ていると主張し、具体的事例での検証も始めている。「たんに「誤りである」と指摘するのではなく、いかなる性質の誤謬なのかを明らかにしていくべきである。」他の研究者の反応も、すこしずつ明らかになってきた<sup>(13)</sup>。

筆者は、「山梨県史」をはじめ自治体史の刊行が進むなど、甲斐に関わる一次史料の利用環境が整備され、ようやく「甲陽軍鑑」を史料として用いる環境が整ったと感じている。「甲陽軍鑑」の記述は、一次史料と照らして誤っているか、あるいは一次史料から知りえない情報か、といった判断を、それぞれに即して改めて積み重ねていく段階に入っている。そして、事実には反した記述であっても、黒田氏の提唱のように、そのような記述となった背景を考察することにより、「甲陽軍鑑」は歴史研究の史料として生かされるだろうと思う。

「山梨県史」通史編の禅宗関係の記述では、「甲陽軍鑑」を生かすに至らなかった。本章では、「甲陽軍鑑」にみえる禅宗関係の記述をいくつかとりあげ、「甲陽軍鑑」を分析する一事例としたい。「甲陽軍鑑」は、酒井憲二編著『甲陽軍鑑大成』本文篇上下（汲古書院、一九九四年）により、その頁数を記す。

#### ○宗佐首座

宗佐は、信玄と関わる大徳寺僧として、複数の史料にみえる。宗佐首座は、深く太守信玄の知遇を得て、「檀越」信玄と「師檀之好」を結んでいた。あるとき甲斐に下向して、信玄の漢詩十七編を京都に持ち帰り、相国寺の惟高妙安に序文を、前南禅寺住持の仁如集堯に跋文を依頼している。跋は天文二十年（一五五二）六月と記される。また仁如は、宗佐と思われる「佐公」の需めに応じて、信玄の詩（先の十七編のうちの一編か）に韻を和して作詞している<sup>(14)</sup>（武田信玄詩藁「鏤氷集」）。賢叟宗佐と材岳宗佐にあてる両説があり、前者のちに大徳寺住持となり、天文二十年には、二十二歳、後者は後に妙心寺住持となる（以上三七七頁）。



「甲陽軍鑑」には、宗佐に関わる記述がみえる。永禄十二年（一五六九）後半、信玄は信濃「諏訪法花寺宗佐首座」に使者を遣わし、読経の法力で合戦に勝利したことを謝し、次の出馬にむけ、卜筮の判断を依頼し、甲府への来臨を望んでいる（本編巻十二、上三九四頁）。甲斐に招いた諸宗の僧を述べた箇所では、「大徳寺派は、信州諏訪の法華寺なり」（末書上、下三二二頁）、また「信州諏訪ほつけ寺、是はてつとうはの長老」（末書中二、下四二六頁）とある。末書によると、諏訪法華寺は、徹翁派、つまり大徳寺の門派であり、宗佐も大徳寺門派の僧となつて、一次史料と矛盾しない。諏訪法華寺は、諏訪上社の別院別当の寺で、蘭溪道隆により臨濟宗寺院になつたが、大徳寺末との所伝はないようだ。<sup>(15)</sup>「甲陽軍鑑」の記事に拠るならば、宗佐は信玄を祈祷や卜筮の面で支え、一時期、諏訪法華寺にいたことになつた。貴重な情報といえよう。

### ○惠林寺住持をめぐる

「甲陽軍鑑」の禅宗関係記事でもつともよく知られるのは、惠林寺住持の惟高妙安と法城寺住持の策彦周良が、信玄に妙心寺派を勧める場面である。就くべき師匠を問う信玄に対し、われら五山派の学問は衰え、大徳寺・妙心寺の学問が盛んなこと、「学」に力を入れ、入室・説禅の峻厳な妙心寺のほうが信玄に適していることを述べ、長禅寺岐秀元伯への参学を勧めて帰洛する（本編巻一、六一・六三頁）。

昭和十三年、野村常重氏は、先の慶岳字説など一次史料をもとに惠林寺の歴代を検討され、この「甲陽軍鑑」の記事を誤りとして退けている<sup>(16)</sup>。ここでは惠林寺住持に関わる「甲陽軍鑑」の他の箇所の記述を紹介しながら、改めて一次史料との対比を確認したい。

まず、「甲陽軍鑑」にみえる惟高と策彦について。右記史料のなかで、策彦は法城寺に五年間住したという。末書では三年余りとし、惟高の惠林寺住持を一年余りとする（下巻中二、下四二六頁）。策彦は、本編で、「りこん」の過ぎ

たる大将の非なることを信玄に説き（巻四、上一七頁）、大休正念が人を安易に褒貶することを誡めたという逸話を信玄に伝える（巻五、上一四二頁）などと登場するものの、惠林寺に住したとは記されない。次に希庵玄密について、甲府へ呼んだけれども、短気な長老で「御下りこれなし」とする（本編巻一、上一六一頁）。希庵は信玄により暗殺されたという説があり、末書にその記述が見える（下巻上、下三四六頁・下巻下、下五〇八頁）。また、南化玄興は、本編に「惠林寺後住なり」（巻一、上五九頁）、末書に「後惠林寺に御なをり候約束也」とある（下巻下、下五〇七頁）。

惠林寺住持として一次史料で確認されるのは、鳳栖玄梁、月航玄津、天桂玄長、快川紹喜のあと、策彦周良、希庵玄密、ついで快川の再住、武田氏滅亡後は末宗瑞昂となる（七三五・七四〇頁）。希庵は短期間ながら確実に甲斐に下向しており、「甲陽軍鑑」の記述は誤りとなる。また南化は、惠林寺住持を予定されていた可能性は高いものの、実際には住持となっていない。策彦は惠林寺住持となったが、「甲陽軍鑑」にその記載はなく、「甲陽軍鑑」で住持とする法城寺は、信玄までの同時代史料にほとんどみえない。惟高は、一次史料で惠林寺住持と確認されず、また天文九年（一五四〇）には相国寺住持となっている（『鹿苑院公文帳』）。信玄は天文十年六月頃に家督を継承しており、信玄の時代に甲斐に下向したとは考えがたい。

先の惟高・策彦の逸話を含め、「甲陽軍鑑」にみえる惠林寺住持に関わる記述は、ほとんど事実ではないこととなる。しかしながら、惟高・策彦の逸話は、事実に基づいていないという前提で読むと、その背景に相應の真実を含んでいるともいえよう。第一に、惠林寺住持は夢窓派の惟高、もうひとりの登場人物も夢窓派の策彦で、惠林寺は夢窓派の寺院という意識が読み取れる。第二に、夢窓派僧が妙心寺派僧を勧める、という構図は、両派が隔絶した関係がないことを前提としているといえるだろう。この二点とも、二章で、惠林寺は信虎の時代まで夢窓派であった可能性が高く、妙心寺派への移行は穏やかであった、と指摘したのと一致する。第三に、信玄は自ら宗派を選択したのではなく、勧められて妙心寺派を重んじた、という話になっている。確認される惠林寺歴代には、妙心寺派僧のなかに、

夢窓派の策彦が含まれる。信玄は策彦の帰洛後も、策彦の再招請を望んでおり、策彦のち六年ほど惠林寺住持は空位となったと思われる（七四四頁）。信玄が求めたのは高僧であつて、宗派を格別に意識したわけではない。求めに応じたのが妙心寺派であつた、という事実を、この逸話はよく物語っている。

一次史料と対比したうえで慎重に利用する、一方で誤つた記述でも他史料の示すところとあわせて情報を引き出す、このような試みの小さな一事例となれば幸いである。

註

(1) 円覚寺の火災は、『大日本史料』第六編之四十一、応安七年十一月二十三日条。化縁疏などは、至徳四年五月

黄梅院重建華嚴塔勸進帳・奉加帳、『黄梅院文書』『神奈川県史』資料編三、五〇二二・五〇二三号。正殿は、『空華日用工夫略集』康暦元年六月一日条。酒壺役は、永徳二年五月七日足利義満御判御教書、同日管領斯波義将書状、『黄梅院文書』『神奈川県史』資料編三、四八九五・四八九六号。

(2) 引用は、『山梨県史』資料編六下（中世三下、県外記録）八六〇頁。夢窓の事績はおおよそ年譜による。甲斐関係は、同書五二三頁。地名は『角川日本地名大辞典』山梨県の川浦ほかの項目参照。「甲斐国志」は巻三九、古跡部二。通史編では山梨県史編さん室の堀内亨氏のご教示を得て執筆した。堀内氏には他にも種々のご教示を得た。改めて謝意を表す。

(3) 『空華日用工夫略集』の各日条による。太清宗渭は至徳三年に南禅寺に再住、空谷明応は明徳元年（一三九九）に相国寺に再住している。「諸師疏語集」では徳叟の場合に再住と明記されるのに対し、太清らは明記されないもので、初住のときのものであろう。大方源用は、永徳二年十月一日に近江守護佐々木龜寿（六角満高）から推挙を受けている。春屋妙葩の行状「智覚普明国師行業実録」は「智覚普明国師語録」七、『大正新脩大藏經』八〇。「建仁寺住持位次簿」は史料編纂所架蔵謄写本による。「五山禅僧伝集成」は、講談社（新装版思文閣出版）、一九八三年。

(4) 入寺は「絶海和尚語録」「山梨県史」資料編六下、五六二頁。「空華日用工夫略集」永徳二年十一月三日、永徳三年九月五日・十六日、至徳三年二月三日・三月八日条など。勝善寺在住は「西風上人雨中唱和詩叙」（『蕉堅藁』「山梨県史」資料編六下、五六四頁）。京都を離れた

ときの様子は「仏智広照浄印翊聖国師年譜」(統群書類  
「從」卷三三九)。

(5) 勝善寺の釈迦如来坐像銘は、「山梨県史」資料編七、  
九四二頁。嘉慶二年四月五日春屋妙葩書状、「守屋孝藏  
氏所蔵文書」同「資料編五下、二六一八号。「蕉堅藁」  
の二編は「同」資料編六下、五六五頁。

(6) 「翰林胡蘆集」は「五山文学全集」四所収。「鏤水集」  
所収史料は「大日本史料」第六編之四十三、九五頁、中  
巖歿条を参照されたい。「汝霖佐禪師疏」は「五山文学  
新集」別卷二所収。一山派の雲溪支山の疏集「雲溪山禪  
師疏」(「諸師疏語集」による)にも、「諸師疏語集」最  
初の疏集と同じ入寺のときの別種の疏が六編みえる。他  
で複数共通するものとして、大覚派仲方円伊の「懶室漫  
稿」(「五山文学全集」三)と二編共通する。表を参照さ  
れたい。西尾氏論考は、「日中禅林における疏から表へ  
の展開」(「中世の日中交流と禅宗」第一〇章、吉川弘文  
館、一九九九年、初出一九九七年)など。

絶海作とするうえで論拠となりうるのか、判断に迷  
うが、「蕉堅藁」所収の疏には、「諸師疏語集」最初の疏  
集と同じ入寺のときの別種の疏が三編みえる。

- ・ 寰中□板 住周防乗福寺 「諸師疏語集」山門疏
- ・ 蕉堅藁 京城諸山疏 「蕉堅藁」京城諸山疏
- ・ 汝霖妙佐 住宝幢寺 「諸師疏語集」江湖疏
- 「蕉堅藁」諸山疏

・ 元章周郁 住天龍寺

「諸師疏語集」法眷疏  
「蕉堅藁」諸山疏

たとえば「汝霖佐禪師疏」をみると、椿庭海寿の住浄智  
寺にあたり、京城諸山疏と江湖疏のふたつが収められて  
いる。

本文で引用した③は、法泉寺住持の立場で書かれてい  
るが、代作と思われる。「蕉堅藁」の「甲州浄居寺重建  
大法庵化疏」も一山の法孫の立場であり同様であろう。  
法泉寺の住持とされる月舟周助は、康暦二年四月には在  
京しているようだ(「空華日用工夫略集」三日条)。絶海  
の勝善寺と同様、月舟を住持としながら、弟子が留守を  
預かり、造営を続けたのであろう。絶海は、月舟と師を  
同じくするばかりでなく、文和二年(一一三三)、十八  
歳で建仁寺に掛錫し龍山徳見に参じたとき、月舟ととも  
にあつたり、永徳二年三月、甲斐出身者で月舟の弟子が  
上京するときに餞儀を送つたりしている。

なお、「本朝禅林撰述書目拾遺」に「駢儷」という書  
目が見え、中巖・夢巖・無隠・雲溪・大本・仲方・太  
白・伯英・絶海・汝霖・心華・曇仲と十二名の作者名が  
ならぶ。五冊、うち一冊闕で、両足院の蔵とある(「大  
日本史料」第六編之四十一、二二三頁、夢巖歿条)。「諸  
師疏語集」の判明する六名のうち、在先を除く五名がみ  
え、絶海も含まれる。東京大学史料編纂所架蔵の二種の  
「両足院蔵書目録」をみると、四冊本の「駢儷」は、明

治三十九年調の目録には第四十二番と箱番号未定にみえ、昭和二年写の目録には第四十二番と第百七十二番にみえる。

(7) 『山梨県史』資料編六上(中世三上、県内記録)所収。同書の解題も参照されたい。引用史料は三三九頁。

(8) 『山梨県史』資料編六下、五九六頁。野村常重氏「武田信玄と関山派の僧」(『歴史地理』七一巻二号、一九三八年)。

(9) 『鹿苑院公文帳』は史料纂集刊本による。等受は九六頁、および五八頁。前者は、『山梨県史』資料編六下、六五六頁にも所収。妙心寺派僧として最初の惠林寺住持は、確認しうる限り、明叔慶浚で、信玄の家督継承直後かと思われる(七三五頁)。

(10) 『扶桑五山記』天龍寺住持位次。『蔭涼軒日録』文明十八年(一四八六)五月十三日条、長享二年(一四八八)正月晦日条など。長享三年二月二十日条などでは松岩寺の相承をめぐって相論の当事者となっている。『鹿苑日録』天文五年三月三十日・天文七年四月三日・同八月三日・天文九年七月二十日条など。『鹿苑院公文帳』四、九頁。「南禅寺住持籍」には、不住と注記されている(刊本『鹿苑院公文帳』一七四頁)。

(11) 『山梨県史』資料編六下、三二六頁。なお、瑞書は端

書の書き誤りの可能性もある(堀内亨氏のご教示による)。

(12) 天用書状は『山梨県史』資料編六下、五八一頁。『鹿苑院公文帳』は一〇、一六、二七、三一、三六、四四、六五頁。

(13) 黒田日出男氏「甲陽軍艦」をめぐる研究史——『甲陽軍艦』の史料論(一)——(『立正大学文学部論叢』二二四号、二〇〇六年九月)、「桶狭間の戦いと『甲陽軍艦』——『甲陽軍艦』の史料論(二)——」(『立正史学』一〇〇号、二〇〇六年九月)、「戦国合戦の時間・序——『甲陽軍艦』の史料論(三)——」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年五月)。反応の一例として、鴨川達夫氏「武田信玄の三回忌」(『山梨県史のしおり』通史編二中世、二〇〇七年三月)。

(14) 「武田信玄詩藁」「鏤氷集」は、『山梨県史』資料編六下、六五三頁、五九二頁。

(15) 平凡社『日本歴史地名大系』長野県、法華寺項。

(16) 前掲注(8)論文。

(付記) 本稿(とくに第二章)は、科学研究費補助金・基盤研究C「分散した禅宗文書群をもちいた情報復元の研究」の成果の一部である。